

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL : 082-248-1400 FAX : 082-242-8628

ホームページ : <https://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

「今月の企業のご紹介コーナー」は、当国際ビジネス支援センターが行っております各事業にご参加いただいております国際賛助会員の企業の皆様や、関係機関の皆様のご担当者の方々にスポットを当てたコーナーで、担当者目線での企業紹介コーナーです。

今月の企業のご紹介コーナー

ラボテック株式会社

ラボテック株式会社
海外担当の任国飛です。

会社概要

LABOTEC

- 会社名：ラボテック株式会社
- 代表者：代表取締役社長 吉川 恵
- 所在地：広島市佐伯区五日市中央 6 丁目 9-25
- 電話番号：082-921-5531
- FAX：082-921-5532
- URL：<http://www.labotec.co.jp>
- 事業内容：分析装置開発、製作、販売
環境分析、測定、調査など
- 設立：平成2年2月1日
- 従業員数：社員数57名

担当者からの会社PR!

当社は主に水・大気・土壌などの環境分析と自動分析装置開発を業とする会社です。

最大の特徴は、分析実務から得た技術とノウハウで、自動分析装置を開発し、それを同業他社に販売していることです。日本全国に分析会社は1200ほどありますが、当社のような展開をしている会社はほとんどありません。

主力製品：

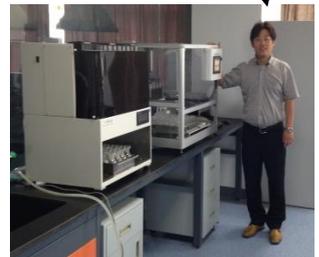
自動希釈装置はBOD（水質の汚濁状況を示す指標）測定を行う上で、最も煩雑な希釈作業を自動化した装置です。

自動BOD分析装置は迅速かつ効率的に多検体のBOD測定を行う装置です。

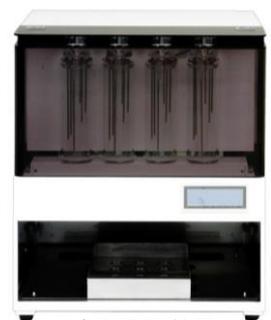
中国進出：

日本国内での市場飽和を背景に、中国市場の有望性と中国の環境規制の厳格化に伴い、各地域の環境分析センターでは、大量のサンプルの水質検査を効率的に行う装置が必要となっています。

中国の商習慣や販売方法等を学びながら、良縁に恵まれ、中国企業との共同開発・製造・販売を開始しています。



現地分析センター納品

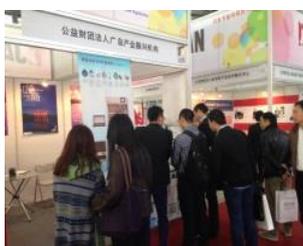


自動希釈装置



自動BOD分析装置

国際ビジネス支援センターとの関わり!



定期的に行われる海外展開に関するセミナーに参加させていただき大変役に立っています。

センターのご支援をいただき2014中国国際工業博覧会(CIIF)に出展、当社の自動BOD分析システムの原理から分析技術についてまで幅広く説明及びアピールすることができました。その後CIIFで出会ったエンドユーザー様へデモ機を設置し、今年度中に契約見込みです。



デモ機設置

CONTENTS

| | |
|---|--|
| 今月の企業のご紹介 【ラポテック株式会社】…………… 1 | ニューヨーク「日本人トップを 米国においておく ことのメリット」…………… 8 |
| 海外レポート バンコク「Bike for Mom & Bike for Dad」…………… 2 | 台北「総統選挙」…………… 8 |
| ジャカルタ「日中の新幹線受注競争、 中国に軍配」…………… 3 | チェンナイ「インドで仕事をする 日本人の査証（ビザ） に関する実務について」…… 9 |
| シンガポール「煙害で経済にも支障」…………… 4 | 重慶「重慶市のGDP」……………10 |
| 上海「広告法改正とビジネスへの影響」…………… 5 | 中国ビジネスQ&A 「昇給ガイドラインについて」……………11 |
| 大連「にぎやかな 『第7回大連日本商品展覧会』」…………… 6 | ハッピーからのお知らせ…………… 12 |
| ハノイ「大きく変わるベトナムの航空業界」…… 6 | |
| ホーチミン「METALEX ベトナム 2015」…………… 7 | |

★★★★★ 海外レポート ★★★★★

Bike for Mom & Bike for Dad

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

タイでは、1年3ヶ月もの歳月をかけた憲法草案が否決されました。これで、民政復帰は遠のき、軍事政権が少なくともあと2年は続きます。経済も低成長が続くであろうし、爆弾事件もあり、景気は決して良くなく、タイより撤退する企業も増えている。そのような暗い話題が続くこの頃ですが、目下、それら暗い話題を吹き飛ばすかの如く、ブームなものがあるんです。それは「自転車」です。



ロードレーサータイプやマウンテンバイクでバンコク市街地や郊外を走る。今、自転車が多くのタイ人を魅了し、またステータスの一種になっています。毎年、国際的な自転車ロードレースも開催されており、その熱気はすごいものがあります。

特に有名なサイクリングコースは、昨年3月23日に開通したスワンナプーム外周サイクリングコース 23.5km でしょう。このコースは、スワンナプーム空港の周囲（敷地内）を、飛行機の離着陸の素晴らしい景観を味わいながら時計回りに一周します。一方通行なので、途中では引き返せない結構厳しいコースですが、週末にはタイ人のサイクリ

スト約 1,000 人くらいで賑わうコースです。

今年8月、自転車ブームを象徴するビッグ・イベントが開催されました。8月16日、皇太子殿下の肝いりで、8月12日に83歳になられた王妃様の誕生日祝賀行事として、「Bike for Mom」と銘打った自転車による43kmの走行がバンコク市内で執り行われました。皇太子殿下もサイクリングの装束に身を固められ、プラユット首相以下の閣僚、高官を従えられ、颯爽と先頭を切って走行されました。参加者全員、王妃様のシンボルカラーである青色のシャツを着ての参加となったため、街中が青一色染められた素晴らしいイベントでした。しかし、自転車には永らく乗った事の無い政府高官には、辛い一日になったのではと愚考しています。当局の発表によると、294,800人の参加となり、ギネスブックの記録である72,919人を大きく書き替える世界記録となりました。

また、同じコンセプトで、12月11日には、12月5日に88歳になられる国王陛下の祝賀行事として首都バンコクなど全国各地で「Bike for Dad」が開催されます。前回同様、皇太子殿下が政府高官を従えられ、バンコク市内を走られます。12月は、参加者全員、国王陛下のシンボルカラーである黄色のシャツを着ての走行となるため、街中が黄一色に染められることになるでしょう。ひょっとしたら、Bike for Momの参加人数を超

えることも予想され、1年の間にタイ自身が2回の世界記録を塗り替えるかもしれません。

バンコク市内でのサイクリングルートはまだ決定されていませんが、首相府に近いラマ5世騎馬像を出発点とし、民主記念塔のあるラチャダムヌン通りを経て、中華街やワラートやバンコク中心部のラチャプラソン交差点などを通る計画となっています。ラチャプラソン交差点は、タクシン派 vs

反タクシン派の政治対立で交差点が封鎖されデモの拠点とされたり、武力衝突の主戦場となったり、先日の爆発事件が起きたりと、昨今、政治的シンボルとなっている場所です。そこを、国王陛下を敬愛する大勢の国民が皇太子殿下や政府高官と共に自転車で走ることが、タイの恒久的平和と安定に繋がっていくことを願って止みません。

日中の新幹線受注競争、中国に軍配

ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

日本でも主要メディアで取り上げられ話題になりましたが、インドネシアにおける日中の新幹線をめぐる競争は日本が「敗退」しました。ジャカルターバンドン間約140kmの高速鉄道建設を巡っては、日本政府がJICAを通じて調査を実施し借款による新幹線方式を提案していましたが、後で「参戦」してきた中国が猛烈な攻勢をかけ、日中どちらが受注合戦の勝者となるかが注目されていました。9月に入り「高速鉄道でなく中速鉄道で再検討」となり、計画そのものが一旦見直しとなりました。その時点では失望の声も広がる一方「日中痛み分けであれば、やむなしか」という受け止め方も日本の関係者の間で聞かれましたが、その後ほとんどなくインドネシア政府は中国案の中速鉄道（250km/h）採用を9月29日に突如日本側に伝えてきて、日本の官民関係者は大変驚き、批判的コメントが政府首脳から発せられる事態になりました。

各種報道によると、最大のポイントはインドネシア政府の財政負担（債務保証を含む）が必要無いスキームをインドネシア政府は求めており、中国側はそれに応じ、日本側は応じなかった、ということにあるようです。早速10月16日に中国・インドネシア双方の国営企業が合弁会社設立に合意しました。合弁会社はインドネシア側が6割、中国側が4割を出資。総事業費55億USドル（約6,500億円）のうち7割超を中国開発銀行が融資する計画で、11月にも融資契約が締結される見通しとのこと。2019年開業を目指し来年早々工事が開始予定です。日本側からは「中国の新幹線は

品質に問題があり、インドネシアはやがて後悔する」「政府負担無しで実現可能なのか疑問がある」「選定過程が不透明だ」といった様々な批判的意見や恨み節が聞かれるようです。

舞台裏でどのような交渉・駆け引きが行われていたか分かりませんが、中国案の採用が日本政府に正式に伝えられてから急ピッチの展開を見ると、インドネシア・中国双方の間で相当綿密なシナリオが出来上がっていたのではないかと思います。インドネシアの中では、技術面で信頼のある日本でなく中国を採用することについて不安の声もあるようですが、国が債務を負わないことを望むインドネシアのニーズに答える案を日本が出してこなかったのだから仕方ない、という見方もあるようです。日本から見れば「敗退」に思えるこの勝負、インドネシアの求める条件をもし日本が最後まで示していなかったとしたら、実は勝負の土俵に立てていなかったのかもしれない。あるいは日本側の指摘にあるように、民間ベースだけでは採算に乗らない（国の財政負担が必須）のであれば、中国案のどこかに無理があるはずであり、インドネシア・中国案がどのような前提・シミュレーションのもとに事業性を検証したのか、果たしてそれは実現されるのか、仮に「民間事業」として行き詰まるようなことがあれば、そのとき何が起るのかは非常に興味深いところです。

ジャカルターバンドン間の中速鉄道事業はジャカルタースラバヤ間の高速鉄道計画の前哨戦とも言われます。今後の展開が注目されます。

毎年この時期になると「恒例」ともなりつつある、煙害（HAZE：ヘイズ）ですが、今年は約3週間にわたって街が茶色い煙に覆われ、2013年以來最悪の被害となっています。煙害のレベルを示すPSI指数（汚染物質基準指標）は、100以上が「不健康」、200以上が「非常に不健康」、300以上で「危険」と分類されますが、9月下旬に300を超え、9月25日には全ての小中学校が休校となりました。

この煙害、原因はインドネシアの野焼きです。パームオイルのプランテーションのために、木を切り払う必要があるのですが、野焼きは最も安価かつ早い方法なので、毎年のようにジャングルを燃やし、それが想定以上に収拾の付かない森林火災に発展してしまっているのです。

観光業に打撃

最も顕著に影響が出ているのが観光業です。シンガポール・アトラクション協会（ASA）によると、煙害の影響で野外アトラクションへの入場者数は場所によっては40%も減少。セントーサ島の入場者数は例年より20%ダウン。インバウンド専門のある旅行会社は、昨年の同時期より来訪者が30%減っていると嘆いています。幸い、大きな観光イベント、フォーミュラ・ワンのレースが開催された週末の状況はそれほどひどくはありませんでしたが、主催者は24時間体制で医療チームをスタンバイさせたり、大量のマスクを用意したりと、煙害対策に気を配りました。

煙害原因企業の商品をボイコット

野焼きを行っているのは地元の農家もありますが、多くは大企業。インドネシア政府が煙害をおこした野焼きを行った企業の名前を公表し、その中にはシンガポール上場の大手紙業、アジア・パルプ & ペーパーも含まれています。シンガポールのスーパーなどは、こうした企業の商品の販売を停止しており、消費者の間にも商品ボイコットの動きが広がっています。シンガポール政府はこれらの企業の責任を追及するために、訴訟を起こす準備

も始めています。

一方、海外からの消火支援を断ってきたインドネシア政府は10月に入ってようやく、支援の受け入れを発表。シンガポール空軍がスマトラ島で消火作業に参加しています。

根深い問題、解決には時間が必要

煙害は今に始まった問題ではありません。シンガポールに残るヘイズの最も古い記録は43年前で、1972年10月18日付のストレーツ・タイムズに「強いヘイズ」と題する記事が掲載されているそうです。私が初めてシンガポールに来た1991年8月も、空は白く曇っていました。インドネシアのジョコ・ウィドド大統領は「3年で解決可能」との見通しを示しましたが、山火事の件数を大幅に減らすには、法律の改正や政府機関の密接な連携が必要です。シンガポール国立大学（NUS）法学部のアラン・タン教授は、山火事の背景には、行政と癒着するなどして土地を不正に取得した企業と、地域社会の対立があると言います。企業が取得した山林に農園を開くために野焼きをする一方、地域住民も土地の所有権を主張するために野焼きで土地を切り開くため、無差別的に山火事が広がっているのだそうです。

煙害は、シンガポール、マレーシア、タイ南部などの近隣諸国と広範囲に広がっていますが、一番の被害者はインドネシア国民です。カリマンタン島などでは、シンガポールで「危険」とされるPSI300を大幅に超える1,000~2,000という高さ。もはやこれは「致死レベル」といっても過言ではありません。国際社会も関与しての根本的な解決が必要です。



我が家からもHAZEで公園の向こう側のアパートが見えません。

今年（2015年）の9月1日より新しい広告法が施行されました。20年前の制定以来、初の改訂で、内容の拡充と規則の充実が図られたほか、罰則も厳格化されました。EC販売の普及、輸入品販売の増加、サービス消費の増加など、販売市場の規模も内容も拡大・複雑化したことで、改めて広告の法整備も見直す時期に来たようです。

まず、特定の業界あるいは製品に関する細則が制定されました。例えば、医療薬品・健康食品・医療機器・教育トレーニング・投資誘致・不動産・農作物種子などですが、特に注目したいのは、健康食品の広告に関する規定です。健康食品は、日本からの輸入商品の中で人気商品の一つです。

健康食品は医療品や薬品ではなく、食品に分類されています。従来の広告法では、「食品」に関する広告においては「医療品や薬品と誤認混同されやすい表現を使用してはならない」とのみ規定されていました。しかし、健康食品の広告や販売におけるトラブルが多いため、新広告法では健康食品の広告規制が盛り込まれたのです。新広告法第18条1項によると、健康食品の広告には以下の内容を含めてはならないと規定されています。（a）効用・安全性を表す断言または保障、（b）疾病予防・治療効果に関する内容、（c）広告の商品が健康保障に必要と称す、またはそれを暗示する内容、（d）薬品・その他の健康食品と比較する内容、（e）イメージキャラクターを起用して推薦または証明する内容、（f）法律・行政法規で禁止するその他の内容。さらに、同条2項では、その健康食品が「薬品に代替するものではない」旨を明記しなければならないと記載されています。

次に注目したいのは、「イメージキャラクター」に関する規定です。新広告法では、薬品・医療器械・医療サービス・健康食品の広告におけるイメージキャラクターの採用を禁止しています。また、10歳以下の児童をイメージキャラクターとすることも禁止です。さらに、イメージキャラクターを務め

る人物の法的責任も明確にされ、「自身が実際に使用したことのないものについてイメージキャラクターを務めることはできない」と規定されました。例えば、日本で見られるような男性アイドルによる女性用品の宣伝は、中国においては違法となってしまうのです。

インターネット広告に関する規定も新たに盛り込まれました。ポップアップ広告は、ウィンドウを閉じるマークをはっきりと示すこと、またクリック1回で閉じられるようにすることが求められています。

そして、最も注意が必要なのは、SNSツール・微信（WeChat）などでの個人による広告転送に関する内容です。新広告法では「広告発布者」の範囲が従来の「法人またはその他経済組織」から「自然人」にまで拡大されました。そこで、企業が発信した広告が、個人から個人へと転送されていき、結果的に最終消費者に誤解や混同を招くようなことがあった場合、万一、企業の過失が認定されてしまうとその責任を免れないこととなります。最近では、携帯電話とSNSツールの普及で、個人でも簡単に写真や動画を発信でき、あっという間に情報拡散する時代です。今後、現地法人のある企業は、印刷物やインターネット上での公表情報だけでなく、営業マンへの指導や普段の顧客対応においても留意が必要です。

近年、越境ECなどで、中国に法人や拠点がなくても中国市場で販売するチャンスが広がっています。しかし中国市場と中国人消費者を相手にビジネスをするのであれば、中国の法規制の動向を把握しておくことが重要です。トラブルが発生すれば、たとえ企業の過失がなくとも、SNSツールなどでバッシングの対象となります。今回の広告法改正を通じて、中国市場をターゲットにした中国ビジネスに参入する場合は、リスクマネジメントを再認識する必要があります。

9月25日～27日の3日間、大連で「大連日本商品展覧会」が開催されました。今年で7回目



の開催となりましたが、日本からの出展に限った役所主催の正式な展示会として

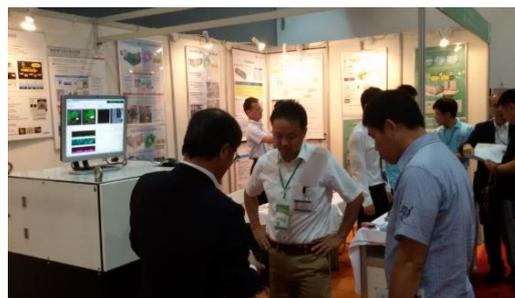
は中国では唯一のようで、加えて7年間どんな事件があっても毎年秋ごろに開催を続けてきました。やはり大連にとって、日本は他の地域とは違う身近な存在であるといえます。今年も40の都道府県から日本企業・機構198社が出展しました。

当初来場者は業者がメインであり、出展する日本・日系企業との商談が主要目的でしたが、徐々に一般市民からの関心が高くなり、展示中に「買いたい」という意欲が強く見られるようになりました。今年は特に小売の勢いがよく、会場は一般市民で埋めつくされ、大変にぎやかでした。ケーキ、海産物、化粧品、調味料、サプリメント（特に美容関係の酵素など）が相変わらず人気が高く、なべ、日用品、雑貨など、生活に便利な小物はもちろん、見たことのない商品でさえも「試してみよう」と購入する市民が多く見られました。やはり日本商品に

対する愛着が高いです。広島の特産品も保冷ケースに入れられ、ケース単位で販売されていました。

業者の来場もありましたが、東北三省はやはり経済力・商業流通力が上海・北京ほどではなく、全国へ販路を広げている商社よりも、小規模ながらも自分なりの流通ルートをもっている卸業者の方が多ということもあり、まだ中国市場に入っていない企業の中国での総代理になるのではなく、既に中国市場に入ってきている企業の地域代理になりたいと希望しているようです。

中国で一般消費者向けの伝統商業は既に電子商務で深刻な影響を受け、不振に陥っているように、将来的には全世界との流通も同じく電子商務に取って代わられるのではないかとの声が大きくなってきています。日本の中小企業にとっても、独自ルートで中国へ販売するより、力のある流通業者（例えば日本からの商品を探している電子商務の会社など）へ委託して任せる販売方式が、これからの主流になってくるかもしれません。



大きく変わるベトナムの航空業界

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

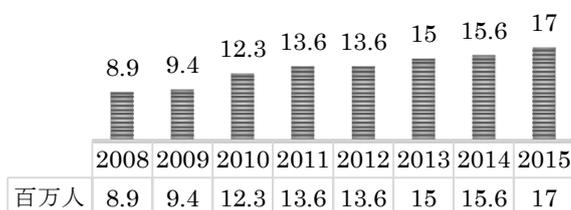
私が最初にベトナムを訪問した1991年当時は、ベトナムまでの直行便はなく、タイ経由あるいは香港経由で、ハノイあるいはホーチミンに向かいました。当時、外国人の国内移動には制限があり、ハノイからホーチミンまでの移動に関しても政府の許可を取りつける必要がありました。その頃のベトナム航空の機材は、旧ソ連のツポレフを多く利用し、機材の老朽化も進み、外交官等一部の方々は、ハノイからホーチミンの移動にTGでタイ経由の移動をされる方々も多かったと記憶しています。

それから20年以上が経過し、現在ベトナムの空は大きく変わろうとしています。本年9月には、

エアバス社新鋭機A350-900が世界で二番目、アジアで初めてベトナム航空に納入されサービスが開始されました。同時にボーイングの新鋭機787-9sの運行も開始され、新鋭機材による路線拡大そしてサービス向上が図られています。

ベトナム航空の国内線およびアジア地域内国際

ベトナム航空の旅客数（百万人）



線は急速に伸びており、2015年の旅客数は1,700万人になると予測されています。2008年には900万人以下であった旅客数が、倍近い数字となっています。また、国際線利用者の比率も年々増加しており、総旅客数の40%を占めるまでに成長しています。しかし、アジア以外の路線はまだ少なく、ヨーロッパ4路線、オーストラリア2路線の6路線のみとなっており、今後新鋭機導入により、運航路線を倍増させることが予定されています。

また、ベトナム航空が出資するオーストラリアカンタス航空グループとの合併会社ジェットスターパシフィック(ベトナム)航空は、8月21日マカオ国際空港で開催された同社のマカオ～ハイフォン(ベトナム)線の就航記念式典にて、今年下半期にマカオ～沖縄線を含む国際線3路線の新規就航を計画していると発表しています。これらの路線が開設されると、ベトナム系航空会社による日本就航路線は、成田、羽田、名古屋、関西、福岡、沖縄と合計6路線に拡大することになります。

さて、10月ベトナム新聞紙上で大きく発表された、全日空ホールディング社によるベトナム航空

への出資がいよいよ現実味をおびてきました。現在、ベトナム政府はベトナム航空の20%相当株式を4社程度の有力な投資家に売却することを検討しており、全日空は約10%の株式取得を目指しているそうです。取得予測額は1億～1億2,000万USドルと見込まれています。全日空側は、TPPに加盟するベトナムは今後さらに日本企業の進出が加速し、また中国からシフトする外国企業も継続して見込まれていることから、今後、急速に増加が見込まれる旅客、貨物ニーズを取り込むことを狙いとしていると思われます。

全日空の出資により、日本向け貨物便の拡充、そしてさらなる旅客便の路線拡大とサービス向上がベトナムに在住する日本人からは期待されています。



METALEX ベトナム 2015

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

10月8日(木)～10日(土)にかけ、ホーチミン市で開催された「METALEX ベトナム 2015」に



8社の広島県企業が出展され、弊社がビジネス・マッチングのサポ

ートをさせていただきました。ビジネス・マッチングとはその名の通り、取引先探しです。今回は、主に出品企業様のバイヤー候補となる企業のリストアップ、展示会への来場誘致、ブースへの誘導などをサポートさせていただきました。ビジネス・マッチングも含め展示会の様子をレポートします。

工作機械、金属加工技術等の展示を中心としたベトナム国内で開催される展示会の中でも最大級です。SECC という南部最大の展示会場を全面に使い、JETRO が「Business Alliance for

Supporting Industry2015」と題した部品調達展を同時開催もしており、間違いなく大きな注目を受けているイベントです。

METALEX ベトナムには、在ベトナム日系企業、日本からの単独出展企業、また広島県企業(公益財団法人ひろしま産業振興機構としてブースを出展)のように公共団体ブースの中に出展されている企業など多くの日系企業が出展していました。日本以外からは、ベトナム、タイ、韓国、シンガポール、台湾、中国などの企業が出展していました。それぞれの企業が自慢の商品や技術を3日間に渡り13,000人以上の来場者へPRし、展示会は大盛況でした。

広島県の出展企業の中でも、初日にいい引き合いがあったとのことで2日目に企業訪問をしたり、同時開催のJETRO 商談会に参加するなど積極的な行動で今後のビジネス拡大の可能性がみえた企業様もいらっしゃいました。取引開始までは、なかなか簡単には進まないことも多いと思いますが、

少しでも前に進んで行くよう、地道に根気よく関係構築していかれることをアドバイスさせていただきます。

ベトナムで開催される展示会はまだまだ少ないのですが、来年 2016 年も 10 月 6 日～8 日に「METALEX ベトナム 2016」、同時開催で

JETRO の部品調達展が開催されることが決まっています。海外展開について検討されている企業様は積極的にこのような展示会への出展をご検討されてはいかがでしょうか。きっと新しい発見や、その先へつながる何かが見えるのではないかと思います。

日本人トップを米国においておくことのメリット

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

今回は、ある日系ロジスティクス関連企業の人から聞いた話を紹介します。

その会社は立ち上げとそれ以降の安定成長が成功し、ローカル化を進めるために日本から派遣していたマネジャーを日本に戻し、現地の米国人マネジャーに経営を任せることにしました。その米国人マネジャーは日本的なビジネスのやり方も理解し、日本語は話せないながらも日本とのコミュニケーションもうまくいっています。

そこで、引継ぎのため、派遣社員の日本人マネジャーが米国大手顧客にあいさつに行ったところ、顧客から次のように言われて驚いたというのです。

「責任者をアメリカ人にするという決定は長期的なことなのか。日本企業が現地化を進め、コストを低減させようとするのはわかる。しかし、我々は日本人が現地の経営トップにいるからビジネスをしてきた。」

派遣社員である日本人マネジャーは、迅速性、柔軟性、クレームに対して素直に受けとるなどの日本のサービスのよさが米国顧客に受け入れられたとっていました。そしてそのプロセスが定着し

たからこそ、日本人である自分が日本に帰っても米国人マネジャーの下で同じようなサービスが継続できるだろうと考えました。

それなのに、顧客は日本人のトップがいたからこそ、安心して日系企業とビジネスができたという。その理由をもっと聞いてみると「アメリカ人は議論好きなので何か問題が起きると、客を立てて自分は引くというより、個人の面子にかかわるためか議論が本格化してしまう。日本人マネジャーだったら、問題があっても顧客第一に考えてくれるので、その時に引いてもらったことで、こちら側としても後々その態度に対してお返しをしようとする長期的な関係を考える。」「何だかんだいっても、日本人トップがいてくれるほうがわれわれとしては長期的な信頼の上に仕事ができる。」と言うのです。

私の会社では、アメリカ人との議論のしかたやロジカルな反論の仕方なども研修することがあります。でも、日本人が根底に持っている「お客様第一主義」をいつも大事にすることで、現地の競合会社に対して差別化することができると思えさせられた一件でした。

総統選挙

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

台湾の総統選挙が来年 1 月に行われますが、投票を 3 ヶ月後に控えた選挙情勢を報告いたします。

台湾で初めて民選の総統選挙が行われたのは 1996 年で、その当時は国民党の主席であった李登輝元総統の主導により総統民選が実現されました。それまでは事実上国民党独裁であった時代で、国民大会の名のもとに総統選挙が行われており、永久投票権を持つ決まった代表人により選挙が行われていました。

2016 年に行われる選挙は民選による総統選挙の第 6 回になります。投票日は既に 1 月 17 日(日)

と決まっています。

ご承知の通り、現在の馬英九総統の人气が低迷しており、それにつれて国民党への支持も大きく落ち込んでいます。従って今回の総統選挙の大方の予想は野党民進党が勝つものと見られています。現在の候補者は民進党蔡英文女史、国民党が洪秀住女史、親民党が宋楚瑜氏の 3 人になっています。但し国民党は洪女史が「大陸との統一を目指すべき」等の発言があった為、国民党内の支持が得られず、10月17日党大会で指名差し替えが決まり、結果的に新北市長の朱立倫が現職のまま立候補す

ることになりました。

昨年11月の統一地方選挙では、馬英九政権の
人気低落を背景にして国民党が大敗し、その延長
線上で今回の総統選挙も勝ち目がないとの思惑か
ら、国民党は有力候補が誰も立たない状況となり
ました。その間隙をついて立候補したのが洪秀住
候補でしたが、党内の決議も経て候補者とはなっ
たものの、「大陸との統一」を発言するなどがあっ
て、国民党としても「差し替える他、手立てはな
い」との判断の結果、この交代劇に繋がりました。
正に洪候補の失言のお陰で国民党は目を覚ました、
と言えます。この失言がなければ国民党は、どうせ
勝てないのだから洪候補に任せておけ、くらいの
無責任体制でいたもので、正に洪候補のお陰です。

ただ、朱候補も総統選挙に出ると言いながら、今
までの新北市長の現職は継続するなどの姿勢を明
言しており、選挙民の大きな期待には繋がらない

ように見えます。

10月17日時点での支持率調査の結果は次の
通りです。

| | 蔡英文 | 朱立倫 | 宋楚愈 |
|------|-----|-----|-----|
| 自由時報 | 47 | 19 | 8 |
| TVBS | 46 | 29 | 10 |
| 決 策 | 45 | 22 | 14 |

一方、蔡英文候補はこの選挙を前に10月の初
めに訪日し、総統就任後に向けての多方面との関
係づくりなどの準備行動を開始しました。「日台の
経済・産業の交流」を促進する為の訪日と位置づけ
ていますが、政財界の重鎮との会談をこなしてい
ます。中でも安倍総理や菅官房長官との極秘会談
などもこなしており、政権基盤確立を目指して地
歩を固めつつあるものと見られます。

インドで仕事をする日本人の査証（ビザ）に関する実務について

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

インドで仕事をする日本人の数が年々増加傾向
にあります。今や約1,000社以上の日系企業がイ
ンドに進出しており、それを大きく上回る数の日
系企業が、何らかの形でインドとのビジネスに関
わっています。昨年あたりから世界で就職する「セ
カ就」や「海外就職」などという言葉をよく聞くよ
うになり、私が住むチェンナイにおいても、現地採
用で働く日本人の若者がここ一年ほどで急に増え
てきました。また、脱サラして当地インドで自ら起
業をして奮闘している日本人も少なくありません。
今回は、そんなインドで仕事をする日本人の中
でも、個人の起業家がインドに滞在する上で重要
な論点である「査証（ビザ）」の実務についてご紹
介をしたいと思います。

インドに出張する日本人はビジネスビザ
(Business Visa)を、インドに出向（駐在）する
日本人は就労ビザ（雇用ビザ：Employment Visa）
を取得するケースが一般的で、インドの滞在日数
と給与の支払及び負担方法に応じて、個人所得
税のインドにおける課税関係を確認することにな
ります。一方で、日本人がインドで起業する場
合には、適用されるビザとその発給要件について
事前に理解しておくことが重要です。ちなみに MHA

(Ministry of Home Affairs：インド内政省)が
それぞれのビザの発給要件等を公表していますが、
これらの規定があまり明確ではありません。私の
これまでの経験を考慮した実務的な見解としては、
個人投資家としてインド法人に直接出資をする場
合にはビジネスビザ (Business Visa) が、日本法
人を設立した上で当該日本法人を介してインド法
人に出資をする場合には就労ビザ（雇用ビザ：
Employment Visa)が適用されることとなります。

ここで注意が必要なのは、個人投資家としてイ
ンド法人に直接投資をした場合です。ビザ取得申
請時は日本の東京および大阪にあるインドビザ申
請センター（在日インド大使館管轄）に出向いて取
得申請手続きを行うこととなりますが、日本側の
インドビザ申請センターの理解と、インド側の
FRRO（外国人登録オフィス：Ministry of Home
Affairs インド内政省管轄）の理解が違っているケ
ースがあり、ビジネスビザが適用される基準が明
確になっていません。日本側のインドビザセンタ
ーでは「雇用ビザで渡航するように」と指示され雇
用ビザの発給を受けたにもかかわらず、インド側
のインド内政省管轄FRROではビジネスビザでな
ければ受理できないとして、わざわざビザ切替の

ために一度日本に帰国させられるというケースが頻発しています。また、「個人投資家の出資比率が10%未満程度であれば、ビジネスビザではなく、雇用ビザを適用できる可能性もある」などと曖昧な説明を受けたりしますが、これらが規定として文書化されているわけでもなく、混乱を招いています。

なお、個人投資家としてのビジネスビザ(=別称“投資家ビザ”)が適用されると、設立から2年以内に年商1,000万ルピーを達成しなければならない、という発給要件も設定されており、当該要件

を満たせなかった場合にはそれ以降はビジネスビザが更新できなくなる、という高いハードルが課せられています。したがって、可能であれば日本法人を設立した上で、当該日本法人を介してインド法人に出資をして、就労ビザでインドに滞在する方が無難、という見方もできますが、一方で、就労ビザの場合には発給要件として最低年収25,000米ドルという要件を満たさなければならないので、当該給与負担をまかなっていただけるだけの出資計画および事業計画を立てておく必要があります。

重慶市の GDP

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

国慶節も明け、日本から重慶に戻る機内は相変わらず日本で爆買した商品を手にした観光客で満席でした。手にしている機内持ち込み荷物は、炊飯器から空気清浄器に変化していることが見てとれました。重慶市や四川省、特に四川省成都是冬になると北京同様PM2.5がひどくなるので、それに備えての準備と思われれます。

国慶節明けに重慶市各区の「重慶五大機能区データ」(2013年に指定)が発表されました。重慶市は全国平均よりも相対的に成長率が高く、都市部住民の平均可処分所得も2015年上半期は前年同期比5.8%増加となっております。

日本のメディアによりますと、中国は「株下落」「経済低迷」とのテーマで連日中国経済が破綻するかのごとく悲観的に言われていますが、日本のGDP成長率が2%前後であるのに対し、中国のGDP成長率は2桁台は割ったものの、7%~6.9%

は維持しており、20年間で世界第2位の経済大国に上り詰めました。これからは安定した、淘汰された経済路線を走るのではないかと現地で体感しております。確かに現地で生活していると、建設が途中でストップしていたりして一時の勢いは衰えていますが、一方で消費意欲は引き続き高く、当分の間は重慶、成都(四川省)共に堅調な伸びが期待できると感じております。

日本企業も西部地区への進出にあたっては、急速な経済発展を遂げた10年前、5年前の西部地区とは違う状況であることを念頭に事業再編計画を立て、西部地区で求められている、必要とされているものを探り、メディアに惑わされることなく現場を見て感じていただくことで、各企業にあった「中国西部地区」を見つけていただけたらと願っております。

【参考】重慶五大機能区データ

都市機能核心区(重慶五大商圈、渝中区など) 都市機能開拓区(五大商圈以外の主城9区) 渝東北生態涵养發展区(万州など東地区の11県)

| | |
|---------|--------------------------|
| GDP | 1488.33 億元 同期比 9.3%増加 |
| 固定資産投資 | 592.11 億元 同期比 10.1%増加 |
| 不動産開発投資 | 438.96 億元 同期比 5.7%増加 |
| 社会消耗品 | 900.62 億元 同期比 9.5%増加 |

| | |
|---------|---------------------------|
| GDP | 1740.67 億元 同期比 12%増加 |
| 固定資産投資 | 1585.41 億元 同期比 20.1%増加 |
| 不動産開発投資 | 643.2 億元 同期比 20.7%増加 |
| 社会消耗品 | 705.31 億元 同期比 10.5%増加 |

| | |
|---------|---------------------------|
| GDP | 1226.43 億元 同期比 11.2%増加 |
| 固定資産投資 | 1150.31 億元 同期比 17.2%増加 |
| 不動産開発投資 | 167.78 億元 同期比 25.4%増加 |
| 社会消耗品 | 456.56 億元 同期比 13.7%増加 |

渝東南生態保護發展区

都市發展新区（重慶市西部地区）

（南地区の6県、武隆県など）

都市部住民平均可処分所得増

| | |
|-------------|---------------------------|
| GDP | 2402.98 億元 同期比 11.5%増加 |
| 固定資産 投資 | 2505.79 億元 同期比 19.3%増加 |
| 不動産 開発投資 | 418.23 億元 同期比 2.3%減少 |
| 社会 消耗品 | 883.46 億元 同期比 13.8%増加 |

| | |
|-------------|--------------------------|
| GDP | 379.49 億元 同期比 9.8%増加 |
| 固定資産 投資 | 423.28 億元 同期比 11.8%増加 |
| 不動産 開発投資 | 47.64 億元 同期比 10.5%増加 |
| 社会 消耗品 | 159.49 億元 同期比 13.3%増加 |

| | |
|-----------|------------|
| 2013 年 | 同期比 9.8%増加 |
| 2014 年 | 同期比 9.1%増加 |
| 2015 年上半期 | 同期比 5.8%増加 |

中国ビジネスQ&A

【固定資産加速償却政策の改定について】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

この度小規模企業に対する優遇税制が拡大されたと聞きました。詳しい内容や対象となる業種を教えてください。

A

■ 「固定資産の加速償却に関する企業所得税政策の通知」について

9月17日、財政部及び国家税務総局から「固定資産の加速償却に関する企業所得税政策の通知（財税[2015]106号）」（以下「106号通知」）が発表され、特定4業種の小規模零細企業に対する優遇税制が従来よりも拡大しました。また、106号通知に先立って、2014年10月20日に「固定資産の加速償却に関する企業所得税政策の通知（財税[2014]75号）」（以下「75号通知」）が発表され、バイオテクノロジーや電子・通信関連などの先端技術6業種の小規模零細企業に対する優遇税制度が実施されています。

75号通知と106号通知の内容を下表にまとめました。

| 固定資産の 使用目的 | 固定資産の 取得額 | 対象業種/対象企業 | | | | |
|---------------|--------------|---|---------|---------|---------|-----------------|
| | | 6業種(※1) | | 4業種(※2) | | その他の 全業種(※3) |
| | | 小規模企業(※4) | 小規模企業以外 | 小規模企業 | 小規模企業以外 | |
| 研究開発 専用 | 100万元以下 | 当期原価費用に一括計上し損金算入 (以下、「一括償却」と略記) | | | | |
| | 100万元超 | 減価償却年数の短縮、あるいは加速償却 (以下、「短縮/加速償却」と略記) | | | | |
| 研究開発/ 製造共用 | 100万元以下 | 短縮/加速償却 | 一括償却 | | | |
| | 100万元超 | 短縮/加速償却 | | | | |
| 上記以外の 目的 | 100万元以下 | 短縮/加速償却 | | 一括償却 | | |
| | 100万元超 | | | 短縮/加速償却 | | |
| 少額固定資産 | 5000元以下 | 一括償却 | | | | |

出所: 75通知原文 (http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024_1154297.html)

106通知原文 (<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1818604/content.html>)

■ 改正のポイント

- ・ 上表中の4業種に対する優遇税制については、2015年1月1日以降に新規購入した固定資産が対象となります
- ・ 減価償却年数の短縮及び加速償却については、「企業所得税法実施条例」の第60条（※5）に定める減価償却期間の60%を下回らない範囲で実施することが可能です

■ 備考

※1-「バイオテクノロジー、製薬関連」、「専門設備製造業」、「鉄道関連、船舶関連、航空・宇宙関連及びその他運輸設備製造業」、「コンピュータ、通信及びその他電子設備製造業」、「計器メーター製造業」、「情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業」

※2-製造業のみ「軽工業（日用化学品、医薬品、食品など）」、「アパレル関連（紡績、皮革など）」、「機械（金属、電気など）」、「自動車（完成車、自動車部品）」

※3-上記10業種を除くその他の業種を指します

※4-小規模企業とは「中小企業分類標準規定」により、業種ごとにそれぞれ従業員数（20～300人）・売上高（500万～6000万円）・総資産額（1000万円～8000万円以下、要件の定めのない業種もあり）の要件が定められており、3つの条件を全て満たす企業を指します

※5-「企業所得税法実施条例」第60条では、国務院財政・税務主管部門に別途規定がある場合を除き、固定資産の減価償却最低期限が、「家屋・建築物は20年」、「飛行機・列車・船舶・機器・機械及びその他の生産設備は10年」、「生産経営活動の関連機具・工具・家具は5年」、「飛行機・列車・船舶以外の輸送機器は4年」、「電子設備は3年」と規定されています。

本質問について具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

平成27年度『インド視察研修』実施のご案内

<参加者募集中！>

昨年度のマレーシア・シンガポール視察研修に続き、今年度は「インド」に視察研修を予定しております。現地では、工業団地、現地法人、日系企業、投資支援機関等を視察いたします。現地の生の情報や投資環境情報収集に、この機会に是非参加をご検討ください。

【実施概要】

- ◆日 時：平成28年1月23日（土）～31日（日）（9日間）
- ◆視察都市：インド（ムンバイ、アーメダバード、プネー、チェンナイ）
- ◆対 象：約20社程度 ※広島県内企業様もしくは当機構国際賛助会員様を優先
- ◆申込締切：平成27年12月4日（金）17時まで

※詳細については、同封の案内をご覧ください。

- ◆問合せ先：国際ビジネス支援センター
- 担当：大久保 電話：082-248-1400

